**生活習慣病管理料への移行のお知らせ**

昨今の食の欧米化、高齢者社会により、生活習慣病の患者数が増加傾向です。

生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は診療報酬を改定し「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」のいずれかを主病とする患者様に、これまで「特定疾患療養管理料」を算定してきましたが、2024年6月1日から個人に応じた療養計画書に基づき、より専門的・総合的な治療管理行う「生活習慣病管理料」へ移行致します。

また、医師・看護師など専門職種より療養計画書について説明・同意（署名（初回のみ））を頂く必要がありますので宜しく御願い致します。